

海外現地法人に出向した後に退職した場合の退職金の課税関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

内国法人甲社に長年勤務していたA, B, C, D (いずれも我が国の非居住者)は、定年の2年前から甲社の海外現地法人に出向していたが、昨年10月に定年に達したことから現地で退職することになった。

各人とも退職金2,000万円を受領することとなるが、甲社グループにそれぞれ35年勤続しており、うち海外勤務がそれぞれ7年, 14年, 21年, 28年である。この場合の退職金の課税関係はどのようになるのか。

なお、各人とも勤続期間中内国法人の役員にはなっておらず、かつ、国内に支店等の恒久的施設を有していない。

〔ポイント〕

非居住者が受領する退職金の課税関係である。海外現地法人へ出向する人が増えるにつれて、帰国後退職する場合だけでなく、現地で退職するケースが普通に発生してきている。次の事項に分けて検討する。

- 1 退職金の課税関係
- 2 非居住者の退職金の選択課税
- 3 選択課税の手続の内容
- 4 納税管理人との関係
- 5 租税条約の適用関係

〔検討〕

1 退職金の課税関係

居住者が受ける退職金は、退職所得控除額を控除し、その控除後の金額の半額を退職所得の金額(課税標準)とする。しかも、他の所得と区分して課税する方法がとられている。

一方、非居住者の場合は、原則として、その支払金額のうち国内源泉所得について20%の所得税が源泉徴収されて課税関係が終了する。

この場合の国内源泉所得は、居住者としての勤務期間に対応する部分の金額とされている。したがって、内国法人の役員としての勤務期間は、たとえ勤務が国外でされていたとしても、国内での勤務とみなされることになる。

2 非居住者の退職金の選択課税

非居住者が退職金を受領する場合、単純に、国内源泉所得の20%課税によると、居住者の場合との均衡が著しく欠ける場合が多いことから、非居住者について、退職金についての選択課税が認められている(所法171)。

すなわち、恒久的施設を有しない非居住者が所得税法161条8号ハ(居住者として行った勤務に基因する退職手当等)の規定に該当する退職手当等の支払を受ける場合には、その者は、170条(非居住者に対する原則20%の税率による分離課税)の規定にかかわらず、その退職手当等について、その支払の基因となった退職を

事由としてその年中に支払を受ける退職手当等の総額を居住者として受けたものとみなして、これに30条（退職所得）及び89条（税率）の規定を適用するものとした場合の税額に相当する金額により所得税を課されることを選択することができることと規定されている。

要するに、①退職金の総額が課税対象となること、②退職所得控除額が使えること及び退職所得控除額を控除した金額を2分の1したところで通常の税率により課税されること、③所得控除は基礎控除を含めて何も使えないことである。

3 選択課税の手続の内容

非居住者が退職手当等につき選択課税をするときは、その者は、その退職手当等に係る所得税の還付を受けるため、その年の翌年1月1日（同日前に退職手当等の総額が確定した場合には、その確定した日）以後に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出することができることと規定されている（所法173③）。

通常の還付申告と異なり、退職手当等の総額が確定した場合は、その年の中途であっても還付請求できることとされているが、非居住者として徴収されるべき所得税の額のうちにまだ納付されていないものがあるときは、還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については還付しないことと規定している（所法173③）。

- (1) 退職手当等の総額及び所得税の額（居住者として計算した金額）
- (2) 退職手当等の金額のうち国内源泉所得に係る所得税の額（非居住者として計算した金額）
- (3) 差引の還付税額
- (4) ①氏名、住所等、②退職手当等の金額の国内源泉所得の計算の基礎、③還付金の支払を受けようとする銀行等の名称及び所在地、④その他参考となる事項

4 納税管理人との関係

国内に還付金を受領する銀行口座等を有しないときは、納税管理人を選任しないと、還付金を受領するのが非常に困難である。

個人である納税者がこの法律の施行地に住所及び居所（事務所及び事業所は除かれる。）を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、納税申告書の提出その他国税に関する事項を処理する必要があるときは、その者は、当該事項を処理させるため、この法律の施行地に住所又は居所を有する者で当該事項の処理につき便宜を有するものの中から納税管理人を定めなければならないこととされており（通則法117①）、納税者は、前項の規定により納税管理人を定めたときは、当該納税管理人に係る国税の納税地を所轄する税務署長にその旨を届け出なければならず、その納税管理人を解任したときも、また同様とされているものである（通則法117②）。

したがって、還付のための確定申告書を提出する前に、納税管理人の選任及びその届出をすることによって、納税管理人は、本人に代わって還付金を受領できることとなる。

5 租税条約の適用関係

退職金については、租税条約において、使用人の退職金については給与所得条項で、役員退職金については役員条項で取り扱われることになり、それぞれ、源泉地国において国内源泉所得とされるものが課税されることとなり、我が国と租税条約を締結した国の居住者となった場合も、基本的には、国内法と同様の課税関係となる。

6 まとめ

次頁の表のとおり、事例の場合は、いずれも退職手当等についての選択課税をした方が有利になるが、参考の表のとおり、退職金の金額が

大きくなると、場合によっては分離課税が有利となる。

さらに、それぞれの者は、通常、居住地国である外国において居住者として全世界所得について課税されることになり、米国などでは、退職金に対する軽減税制がないため通常所得として課税され、予想外の課税額が発生する場合もある。

実務的にみると、それらの二重課税を回避するため、退職前に国内に帰任させて、居住者として退職の時を迎えて退職金を受領させる例が増えてきているようである。

(事例の場合) (単位：円)

		A	B	C	D
勤続年数(年)	1	35	35	35	35
国外勤務(年)	2	7	14	21	28
退職金額	3	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000
退職所得控除額	4	18,500,000	18,500,000	18,500,000	18,500,000
退職所得の金額	5	750,000	750,000	750,000	750,000
税額	6	37,500	37,500	37,500	37,500
国内源泉所得	7	16,000,000	12,000,000	8,000,000	4,000,000
上記の税額(20%)	8	3,200,000	2,400,000	1,600,000	800,000
還付金額(8-6)		3,162,500	2,362,500	1,562,500	762,500

(参考1：退職金が4,000万円の場合) (単位：円)

		A	B	C	D
勤続年数(年)	1	35	35	35	35
国外勤務(年)	2	7	14	21	28
退職金(円)	3	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000
退職所得控除額	4	18,500,000	18,500,000	18,500,000	18,500,000
退職所得の金額	5	10,750,000	10,750,000	10,750,000	10,750,000
税額	6	2,011,500	2,011,500	2,011,500	2,011,500
国内源泉所得	7	32,000,000	24,000,000	16,000,000	8,000,000
上記の税額(20%)	8	6,400,000	4,800,000	3,200,000	1,600,000
還付金額(8-6)		4,388,500	2,788,500	1,188,500	(411,500)

※()は納税額を示す。

(参考2：退職金が8,000万円の場合) (単位：円)

		A	B	C	D
勤続年数(年)	1	35	35	35	35
国外勤務(年)	2	7	14	21	28
退職金(円)	3	80,000,000	80,000,000	80,000,000	80,000,000
退職所得控除額	4	18,500,000	18,500,000	18,500,000	18,500,000
退職所得の金額	5	30,750,000	30,750,000	30,750,000	30,750,000
税額	6	8,611,500	8,611,500	8,611,500	8,611,500
国内源泉所得	7	64,000,000	48,000,000	32,000,000	16,000,000
上記の税額(20%)	8	12,800,000	9,600,000	6,400,000	3,200,000
還付金額(8-6)		4,188,500	988,500	(2,211,500)	(5,411,500)

※()は納税額を示す。

日本税制研究所・国税通則検討委員会からのお知らせ

国税通則検討委員会においては、2009年2月23日(月)及び2009年2月27日(金)に下記のとおり検討WGを開催することを予定しています。

〔第14回 納税義務の履行に関する検討WG〕

・日 時：2009年2月23日(月) 午後6時30分～8時30分

・内 容：「税務行政からみた国際課税(仮)」

・講 師：吉川保弘 税理士・駿河台大学法学部講師

〔第15回 納税者保護に関する検討WG〕

・日 時：2009年2月27日(金) 午後6時30分～8時30分

・内 容：「国際税務関係調査における質問検査権行使の限界(仮)」

・講 師：細田明 フェアソリューション税理士法人・総括代表社員

※ 両日とも、会場については、日本税制研究所HPをご確認ください。

〔お問合せ〕

日本税制研究所の正会員でない方も、報告会の傍聴が可能です。ご希望の方は、日本税制研究所まで、ファックス又はメールにてお申込み下さい。なお先着順で席数に達しましたら締め切らせていただきますことをあらかじめご了承願います。

・日本税制研究所

FAX 03-5282-7059

e-mail : jimukyoku@zeiseiken.or.jp

http : //www.zeiseikencti.or.jp/